

(6) 主な採択要件等比較表

①熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業				②熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業							
①熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業<振> (国事業:林業・木材産業循環成長対策交付金事業)				②熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業<生> (国事業:合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業)							
全体要件				全体要件							
<ul style="list-style-type: none"> ・目標数値が県が定める個別指標の伸び率以上であること(複数要件) ・目標年度は、事業実施後5年後 ・受益戸数は5戸以上(地域材を利用する法人・バイオマス<安定取引協定>はこの限りではない) ・事業費が5,000万円以上の収支を伴う施設については、経営診断を受けること(収支を伴う施設に限る) ・1施設当たりの総事業費は、原則7億円を上限。(収支を伴う施設に限る)(施設ごと上限設定あり) ・補助額に対する自己資金の割合はおおむね12%以上(収支を伴う施設に限る) ・増設・施設追加は、原則として目標年度(事業完了の翌年度から起算して5年)まで認めない(収支を伴う施設に限る)(目標達成済、目標達成確実を除く) ・費用対効果が1.0以上であること ・H30(2018)から新たに林業機械リース支援のメニューが追加(異事業は別事業) 				<ul style="list-style-type: none"> ・目標数値が県が定める個別指標の伸び率以上であること(複数要件) ・目標年度は、事業実施後3年後 ・受益個数の要件は無し ・事業費が5,000万円以上の収支を伴う施設については、経営診断を受けること(収支を伴う施設に限る) ・1施設当たりの総事業費は、原則15億円を上限(収支を伴う施設に限る)(施設ごと上限設定あり) ・補助額に対する自己資金の割合はおおむね12%以上(収支を伴う施設に限る) ・増設・施設追加は、原則として目標年度(事業完了の翌年度から起算して3年)まで認めない(収支を伴う施設に限る)(目標達成済、目標達成確実を除く) ・費用対効果が1.0以上であること 							
メニュー	種目	収支	事業主体	補助率	主要要件等(国の「要綱」実施要領)	メニュー	種目	収支	事業主体	補助率	主要要件等(国の「要綱」実施要領「実施要領の運用について」)
先進的な林業機械等の整備	05林業機械作業システム整備 林業機械導入【造林保育型】	-	・都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、認定事業者等	1/3以内	・機械ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」参照) ・1事業費は概ね500万円以上 ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・年間3,000m ³ 以上の素材生産実績(達成が確実な場合も含む)を有すること 以下①~③すべてを満たす場合は1/2以内補助 ①林野庁長官が定める実践体制評価認定 ②素材生産実績5,000m ³ 以上かつ目標9,000m ³ 以上 ③素材生産性1.5倍(県目標値を基準) ・ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブ、タワーヤード、林業用資材運搬ドローン等は4/10以内	先進的な林業機械等の整備	1 林業機械の整備【素材生産型】	-	体質強化計画に明記された事業主体 ・都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、認定事業者等	1/2以内	・当該事業の円滑実施及び地域の木材安定供給対策に資する機械等の整備であること ・機械ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」運用について参照) ・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・年間3,000m ³ 以上の素材生産実績(達成が確実な場合も含む)を有すること。 ・合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確認されることが確実であると認められること。 ・花粉削減事業は、スギ人工林伐採重点区域の市町村で実施を計画すること また、素材生産量の過半がスギであること。
	06効率化施設整備	○	・市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等が出資する法人	1/2以内	・広域流通構想又は地域循環構想に資すること ・施設ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」運用について参照) ・1事業費は概ね500万円以上 ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・木材加工流通施設を整備する場合、JASの認証を取得していること又は認証取得が確実であること ・クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の認定を受けていること、又は登録を受けることが確実と認められること ・合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確認されることが確実であると認められること		2 林業機械の整備【造林保育型】	○	体質強化計画に明記された事業主体 ・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等が出資する法人	1/2以内	・体質強化計画において、木材加工流通施設ごとに生産性目標を達成し、体質強化を図る ・施設ごとに上限事業費設定あり(国の「実施要領」運用について参照) ・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は県「実施要領」別表1及び2のとおり。(メニューごとに指標が異なる) ・花粉削減事業は、スギ等の占める割合50%以上 ・木材処理加工施設を整備する場合、JASの認証を取得していること又は認証取得が確実であること ・クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の認定を受けていること、又は登録を受けることが確実と認められること ・合法木材等ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確認されることが確実であると認められること
	07活動拠点施設整備	○					・市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農協組合、農業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体				
木材加工流通施設等整備	○	・市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、森林組合連合会、農業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	1/2以内	・1事業費はおおむね300万円以上。特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・特用林産物の振興を図るために必要な施設を整備を行う事業において、必要と認められる場合、要件を満たすことで事業実施主体は施設の貸付けを行うことができる(国の「実施要領」運用について参照) ・特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m ³ (竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること	4 研修用機械の整備(※2・3・4は合板製材事業のみ)	○	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農協組合、農業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	1/2以内	・1事業費はおおむね300万円以上。燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替についてはおおむね100万円以上とする。 ・指標は県「実施要領」別表2のとおり ・ただし、入替の場合、省エネルギー化に資する指標が必要 ・受益戸数、原則として5戸以上 ・特用林産物の振興を図るために必要な施設を整備を行う事業において、必要と認められる場合、要件を満たすことで事業実施主体は施設の貸付けを行うことができる(国の「実施要領」運用について参照) ・特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、3年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m ³ 以上利用する木材安定取引協定等を締結すること		
森林バイオマス等活用施設整備	○	・市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農協組合、農業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	1/2以内	・1事業費はおおむね300万円以上。特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・特用林産物の振興を図るために必要な施設を整備を行う事業において、必要と認められる場合、要件を満たすことで事業実施主体は施設の貸付けを行うことができる(国の「実施要領」運用について参照) ・特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m ³ (竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること	特用林産物等エネルギー化施設等整備	○	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農協組合、農業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	1/2以内	・1事業費はおおむね300万円以上。燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替についてはおおむね100万円以上とする。 ・指標は県「実施要領」別表2のとおり ・ただし、入替の場合、省エネルギー化に資する指標が必要 ・受益戸数、原則として5戸以上 ・特用林産物の振興を図るために必要な施設を整備を行う事業において、必要と認められる場合、要件を満たすことで事業実施主体は施設の貸付けを行うことができる(国の「実施要領」運用について参照) ・特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、3年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m ³ 以上利用する木材安定取引協定等を締結すること		
特用林産物等活用施設等整備	○	・市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農協組合、農業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	1/2以内	・1事業費はおおむね300万円以上。特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・特用林産物の振興を図るために必要な施設を整備を行う事業において、必要と認められる場合、要件を満たすことで事業実施主体は施設の貸付けを行うことができる(国の「実施要領」運用について参照) ・特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100m ³ (竹材は概ね30t)以上利用する木材安定取引協定等を締結すること	木造公共建築物等の整備	-	・都道府県、市町村、特別区、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	1.5/10以内	・補助率15%以内 ・ただし、特にモルタル性が高いもの等として、①CLTを利用する②耐火建築物または三階建ての準耐火建築物③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物④激甚災害により被災した公共建築物の木造再建及び復興に係る木造整備関連(発生年度から2年度以内)については1/2以内 ・木質内装は、3.75%以内 ・指標は、「施設利用者数」等		
木造公共建築物等の整備	木材公共施設整備	-	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、生産森林組合、森林組合連合会、農協組合、農業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	1.5/10以内	・補助率15%以内 ・ただし、特にモルタル性が高いもの等として、①CLTを利用する②耐火建築物または三階建ての準耐火建築物③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物④激甚災害により被災した公共建築物の木造再建及び復興に係る木造整備関連(発生年度から2年度以内)については1/2以内 ・木質内装は、3.75%以内 ・指標は、「施設利用者数」等	木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	-	・都道府県、市町村、特別区、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	1.5/10以内	・補助率15%以内 ・ただし、特にモルタル性が高いもの等として、①CLTを利用する②耐火建築物または三階建ての準耐火建築物③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物④激甚災害により被災した公共建築物の木造再建及び復興に係る木造整備関連(発生年度から2年度以内)については1/2以内 ・木質内装は、3.75%以内 ・指標は県「実施要領」別表2のとおり ・1m ² あたりの地域材利用量が0.18m ³ 以上かつ延べ床面積が300m ² 以上 構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JAS製材品を使用すること
木質バイオマス施設等整備	未利用間伐材等活用機械整備	-	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等	1/2以内	・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・その他、木材加工流通施設に準する ・未利用間伐材等活用機械は1/2以内 ・地域内エコシステムの構築に資する取組の場合、1/2以内 ・ただし、FIT/FIP向けは、地域活用要件の内容を満たす場合は1/2以内、地域活用要件の内容を満たさない取組は1/3以内 ・地域活用要件の内容を満たさない、かつ地域内エコシステムの構築に資さない取組の場合、15%以内	未利用間伐材等活用機械整備	-	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等	1/2以内	・1事業費はおおむね100万円以上 ・指標は県「実施要領」別表2のとおり ・FIT/FIP向けは、地域活用要件の内容を満たす場合は1/2以内 ・地域活用要件の内容を満たさない取組は1/3以内	
	木質バイオマス供給施設整備	○	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等	1/3以内	・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・その他、木材加工流通施設に準する ・未利用間伐材等活用機械は1/2以内 ・地域内エコシステムの構築に資する取組の場合、1/2以内 ・ただし、FIT/FIP向けは、地域活用要件の内容を満たす場合は1/2以内、地域活用要件の内容を満たさない取組は1/3以内 ・地域活用要件の内容を満たさない、かつ地域内エコシステムの構築に資さない取組の場合、15%以内	木質バイオマスエネルギー転換促進対策【合板製材事業のみ】	○	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等	1/3以内	・1事業費はおおむね100万円以上 ・指標は県「実施要領」別表2のとおり ・FIT/FIP向けは、地域活用要件の内容を満たす場合は1/2以内 ・地域活用要件の内容を満たさない取組は1/3以内	
	木質バイオマスエネルギー利用施設	-	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等	15%以内	・1事業費はおおむね500万円以上 ・指標は県「実施要領」別表1のとおり ・その他、木材加工流通施設に準する ・未利用間伐材等活用機械は1/2以内 ・地域内エコシステムの構築に資する取組の場合、1/2以内 ・ただし、FIT/FIP向けは、地域活用要件の内容を満たす場合は1/2以内、地域活用要件の内容を満たさない取組は1/3以内 ・地域活用要件の内容を満たさない、かつ地域内エコシステムの構築に資さない取組の場合、15%以内	木質バイオマスエネルギー利用施設	-	・都道府県、市町村、森林組合(森林経営管理法第36条2項により知事の登録を受けている森林組合(これまでに中核森林組合を含む))、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者(木質バイオマスに係る協定取引に限る)等	15%以内	・1事業費はおおむね100万円以上 ・指標は県「実施要領」別表2のとおり ・FIT/FIP向けは、地域活用要件の内容を満たす場合は1/2以内 ・地域活用要件の内容を満たさない取組は1/3以内	

注1)本資料は、各事業の主な採択要件の要点を簡単にまとめた「参考資料」である。また、要領改正等により、内容が変更となる場合があるの注意すること。

注2)「収支」は、収支を伴う施設のこと